

松浦市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月26日

松浦市監査委員 丸田 久永  
松浦市監査委員 川下 高広

## 監査結果報告

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 選挙管理委員会事務局
- 3 監査の期間 令和3年5月6日から16日間

### 4 監査の範囲及び方法

令和2年度（令和3年3月末まで）の財務に関する事務の執行等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係帳簿及び書類等を調査し、必要に応じて担当職員からの説明聴取を行うなどの方法により監査を実施した。

### 5 監査の着眼点

- (1) 支出事務は適正に行われているか。
- (2) 庶務及び文書管理事務等は適正に行われているか。

### 6 監査の結果

監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、おおむね適正に行われていると認められるが、一部において、下記の指摘事項等のおおりに是正又は改善を要する事項が見受けられたので、軽易な事項として口頭により指導し、記載を省略した事項にも留意の上、適正な事務の執行に努められたい。

#### 1 指摘事項等

##### (1) 支出事務

###### 【指摘事項】

委員の費用弁償について、旅客運賃表の確認不足により支給額を誤っているものがあつた。

##### (2) 庶務及び文書管理事務等

###### 【指摘事項】

ア 備品管理において、不用となっていた公印（19個）について、会計課長への物品不用品等の報告がされていなかった。

イ 松浦市選挙管理委員会規程第29条第2項で、「公印を作成し、及び改刻又は廃棄したときは、その旨告示し、別記様式の公印台帳に登録しなければならない。」と規定されているが、公印台帳に告示及び廃止の登録がないものがあつた。

#### 2 意見

現在、選挙管理委員会事務局の職員の中に兼務を命ぜられている者がいる。これは他の

市町にも一部見られるものであり、市政運営の中で限られた資源を有効活用するために、選挙管理委員会事務局職員に他の業務を兼務させることは理解できる。

しかしながら、特に本年度は例年と違い国政選挙及び複数の地方選挙が予定される年度であることから、選挙管理委員会事務局以外の兼務している業務に支障を来すことがないよう特段の配慮を願う。

#### 7 措置状況について

監査の結果に基づき措置を講じた場合は、令和3年6月18日(金)までに報告し、未措置事項がある場合には、併せてその理由書も提出されたい。

※指摘事項、指導事項等の区分については、別添「監査結果の取扱基準」を参照されたい。

## 監査結果の取扱基準

令和2年5月22日  
松浦市監査委員事務局  
令和3年5月19日変更

### 1. 勧告（地方自治法第199条第11項）

公務の執行や信頼性などに大きな影響を及ぼすおそれが考えられるため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

### 2. 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

法令等に違反する事項又は不当もしくは適正を欠く事項等で、是正又は改善を求めることが適当と認められるもの

- (1) 法令・例規に違反しているもの
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 予算を目的外に支出しているもの
- (5) 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- (6) 前回の指摘事項等のうち、是正・改善がなされていないもの
- (7) その他不当又は適正を欠く事項

### 3. 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項よりは軽微な事項であるものの、是正又は注意喚起を求めることが適当と認められるもの

### 4. 検討事項（地方自治法第199条第9項）

経済性、効率性、有効性その他適正な事務処理の観点から改善について検討を求めるもの

### 5. 意見（地方自治法第199条第10項）

組織及び運営の合理化に資するために付するもの  
措置状況の報告は求めない。

### 6. 口頭指導（公表の対象外）

記載漏れ等で、直ちに是正が可能な軽微なもの  
関係書類等の該当部分に付箋等を貼付して指導するにとどめる  
措置状況の報告は求めない。